

平成 29 年 8 月 2 日

共済契約者各位
関係各位

建退共長崎県支部

『けんたい No. 13-1』の一部訂正について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

建退共制度につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

建退共長崎県支部では、支部発信のお知らせ文書（リーフレット）「けんたい」を発行しておりますが、平成 27 年 3 月発行「No.13-1」の記載内容に一部誤りがございましたので訂正させていただきます。

建退共制度は、建設業に従事する労働者を雇用した場合において、被共済者とならないものとされた者を除き、同じ条件のもと雇用されるすべての労働者が被共済者となることから、「けんたいNo.13-1」の下記の部分の記載内容が誤りであったため、削除させていただきます。

記載した内容に誤りがありましたことを、深くお詫び申し上げます。

削除部分〔けんたい No.13-1 抜粋〕

2 積み立て対象に該当する方については、積み立て開始時期をお決めください。

積み立ては雇用と同時に始めていただくのが望ましいですが、必ず雇用と同時に開始しないといけないわけではありません。

- ❖ 事業所の規定等がある場合、その規定等が優先されます。
 - ◆ 雇用後半年経過後から積み立てを開始するなど。
- ❖ 事業所に退職金に関する規定がない場合は、今後のために作成されることをお勧めします。

<参考>

被共済者とならない者の範囲とは、

1. 既に、建退共、中退共、清退共、林退共に参加している者。
2. 被共済者となることの告知に対し、被共済者となることに反対の意見を表明した者。
3. 所定労働時間の短い者。
4. 近い将来建設業以外で働くことが明らかな者、又は無職となることが明らかな者。
5. 建退共・中退共・清退共・林退共制度から不正な方法で退職金を受け、又は受け取ろうとした日から1年を経過していない者。